

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年11月10日

【会社名】 株式会社第三銀行

【英訳名】 The Daisan Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 岩 間 弘

【本店の所在の場所】 三重県松阪市京町510番地

【電話番号】 (0598)23-1111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 川 瀬 和 也

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋1丁目14番7号  
株式会社第三銀行東京支店

【電話番号】 (03)3277-3311

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼東京事務所長 中 川 幸 久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)  
株式会社第三銀行名古屋支店  
(名古屋市中村区名駅5丁目2番15号)  
株式会社第三銀行東京支店  
(東京都中央区日本橋1丁目14番7号)  
株式会社第三銀行大阪支店  
(大阪市中央区南船場1丁目17番20号)

(注) 東京支店及び大阪支店は金融商品取引法の規定による備付場所  
ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としており  
ます。

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年9月15日に提出いたしました臨時報告書の訂正報告書の記載事項の一部に誤りがございましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 2 訂正内容

#### (4) 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

割当ての内容の根拠及び理由（第三段落第二文）

#### 別添 1 株式移転計画書（写）

##### 別紙 1 株式会社三十三フィナンシャルグループ 定款

第 17 条（普通株式を対価とする取得請求権）第 4 項

第 27 条（株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供）

## 3 【訂正箇所】

訂正内容は\_を付して表示しております。

### (訂正前)

#### (4) 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

割当ての内容の根拠及び理由（第三段落第二文）

「なお、両行は、第三銀行が発行しているA種優先株式については、同社の普通株式のような市場価格が存在しないため、普通株式に係る株式移転比率を考慮し、A種優先株式1株につき共同持株会社の第一種優先株式0.7株を割当交付することとしたうえで、共同持株会社にて新たに発行して割当交付する第一種優先株式の内容は、A種優先株式の発行要項の定めに従い、共同持株会社にて新たに発行する優先株式1株の経済的価値と、A種優先株式0.7株の経済的価値とが実質的に同等となるように定められております。」

#### 別添 1 株式移転計画書（写）

##### 別紙 1 株式会社三十三フィナンシャルグループ 定款

第 17 条（普通株式を対価とする取得請求権）第 4 項

「取得価額は、当初、当会社設立の日の時価とする。当会社設立の日の時価とは、平成30年3月の第3金曜日（当日を含む。以下「当初取得価額決定日」という。）までの直近の5連続取引日の株式会社東京証券取引所における第三銀行の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の平均値（ただし、終値のない日を除き、当初取得価額決定日が取引日ではない場合は、当初取得価額決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）に相当する金額を0.7で除した金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が第7項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。」

「第 27 条（株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結決算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。」

### (訂正後)

#### (4) 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

割当ての内容の根拠及び理由（第三段落第二文）

「なお、両行は、第三銀行が発行しているA種優先株式については、同社の普通株式のような市場価格が存在しないため、普通株式に係る株式移転比率を考慮し、A種優先株式1株につき共同持株会社の第一種優先株式0.7株を割当交付することとしたうえで、共同持株会社にて新たに発行して割当交付する第一種優先株式の内容は、A種優先株式の発行要項の定めに従い、A種優先株式1株の経済的価値と、共同持株会社にて新たに発行する第一種優先株式0.7株の経済的価値とが実質的に同等となるように定められております。」

別添1 株式移転計画書(写)

別紙1 株式会社三十三フィナンシャルグループ 定款

第17条(普通株式を対価とする取得請求権)第4項

「取得価額は、当初、当会社設立の日の時価とする。当会社設立の日の時価とは、平成30年3月の第3金曜日(当日を含む。以下「当初取得価額決定日」という。)までの直近の5連続取引日の株式会社東京証券取引所における第三銀行の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)の平均値(ただし、終値のない日を除き、当初取得価額決定日が取引日ではない場合は、当初取得価額決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)に相当する金額を0.7で除した金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が第7項に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。」

「第27条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。」

以上